



国海安第153号の2
平成20年12月10日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局
安全基準課長 秋田



船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示等について（通知）

船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示、船舶設備規程第二百八十八条第一項の動力ビルジポンプを定める告示、船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示等の一部を改正する告示が平成20年12月12日に公布される予定であるので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

「船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示」及び「船舶設備規程第二百八十八条第一項の動力ビルジポンプを定める告示」の制定並びに「船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示及び船舶の排水設備の基準等を定める告示」等の一部改正について

平成20年12月
安全基準課

1. 背景

船舶の堪航性及び人命の安全の保持については、船舶安全法(昭和8年法律第11号)及び同法に基づき定められた船舶区画規程(昭和27年運輸省令第97号)、船舶復原性規則(昭和31年運輸省令第76号)等において、その基準が定められている。

国際航海に従事する船舶については、国際海事機関で採択されている「1974年の海上における人命の安全のための国際条約(以下「SOLAS 条約」という。)」に従い基準が定められているところ、平成17年5月及び平成18年12月に SOLAS 条約が改正され、平成21年1月1日から発効予定であることから、国内法令において、当該改正内容を担保する必要がある。

これらの状況に鑑み、船舶の設計に係る基本的な技術基準を担保するため、船舶区画規程等の一部を改正する省令(平成20年国土交通省令第88号)を本年10月に公布したところ、その他、船舶の技術基準の細目についても担保するため、以下の関係告示を制定及び一部改正する必要がある。

2. 概要

①「船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示」の制定

船舶区画規程(昭和27年運輸省令第97号)の規定に基づき、水密すべり戸、ビルジ排水装置の具体的技術要件について定めるため、告示を新たに制定する。

②「船舶設備規程第二百八十八条第一項の動力ビルジポンプを定める告示」の制定

船舶設備規程(昭和9年逓信省令第6号)第288条第1項の規定に基づき、動力ビルジポンプの配置要件を定めるため、告示を新たに制定する。

③「船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示及び船舶の排水設備の基準等を定める告示」等の一部改正

船舶構造規則(平成10年運輸省令第16号)第18条第1項第1号の規定に基づき、船首隔壁を設ける位置の範囲の要件等を改正するため、「船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示」の一部を改正する。

同規則第62条第2項の規定に基づき、ビルジ吸引管の内径の要件等を改正するため、「船舶の排水設備の基準等を定める告示」の一部を改正する。

その他、船舶区画規程等の一部を改正する省令の条ずれへの対応等、所要の改正を行う。

3. スケジュール(予定)

公 布 平成20年12月中

施 行 平成21年1月1日(改正 SOLAS 条約の発効日)